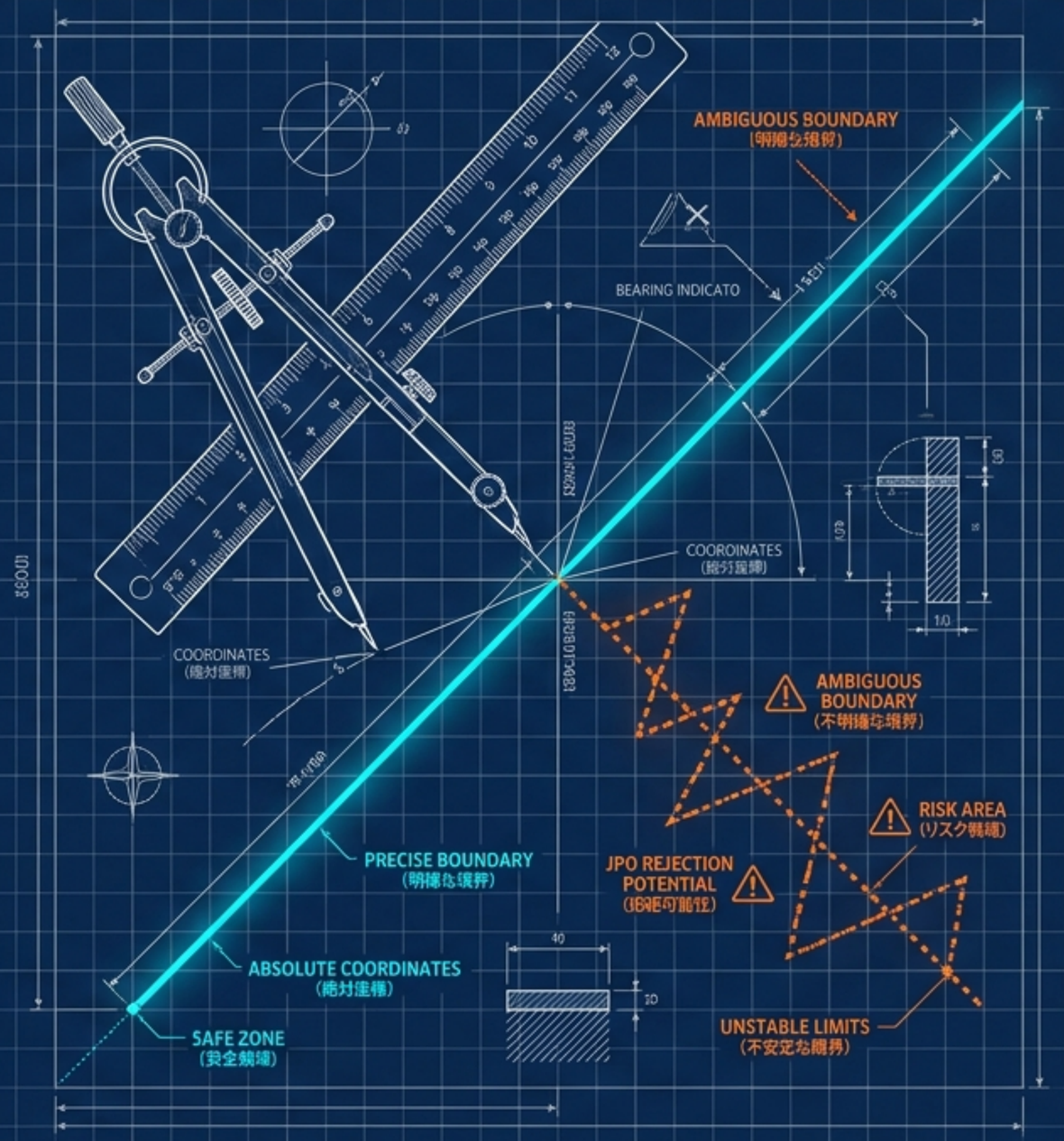
見えない境界線の厳格化

法改正なき「特許明確性」のパラダイムシフトと実践的防衛策

2025–2026年 実務先行型の特許法第36条6項2号適用への戦略的アプローチ



Gemini Notebook

法改正なき運用の厳格化

2025年から2026年にかけ、
特許庁の審査・審判実務において
「明確性要件（特許法36条6項2号）」
の適用基準に重大な地殻変動が
起きています。

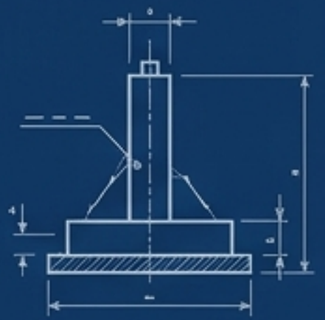


No New Laws ≠ No New Risks



1. 審査基準の変更は「ない」

2015年の基準全面改訂以降、明確性に関する明文ルール自体は変わっていません。2025年改正で厳格化したという認識は誤りです。



2. 適用範囲の「積極的拡張」

従来なら「新規性・進歩性の実質的限定にならない」として処理（無視）されていた文言に対し、独立して明確性違反を問う事例が急増しています。



3. 権利化後への波及リスク

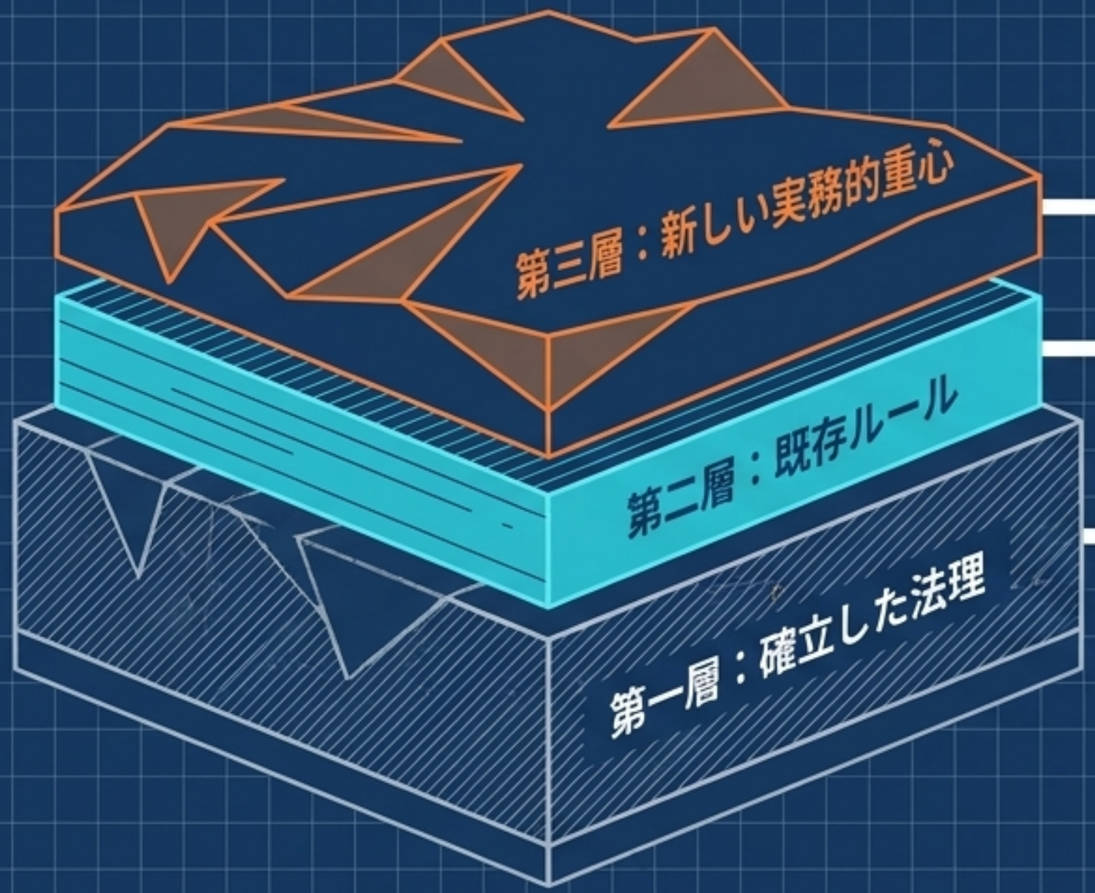
出願中だけでなく、登録済みの特許においても、訂正審判や無効審判で「権利範囲の予測不能性」を理由に足元をすくわれるリスクが顕在化しています。



Gemini Notebook

特許庁実務の3層構造（The 3 Layers of JPO Practice）

「突然ルールが変わった」のではなく、既存ルールの適用重心が表層へ移動しています。



[表層（現在）] 2025年～2026年 積極的適用ルートの顕在化

他装置の挙動、ユーザ属性、除くクレームに対し、従来は要旨認定で処理していたものを「明確性違反」として正面から拒絶・無効化する実務の定着。

[中層] 2015年～ 審査基準全面改訂

サブコンビネーション発明における明文化。他装置の記載が「請求対象自身の構造・機能を特定するか」という基本テストの確立。

[深層] 1991年～ リパーゼ事件・2015年 PBP最高裁判決

請求項の記載に基づく発明要旨認定。不可能・非実際的情のないPBPクレームの厳格排除。権利範囲の予測可能性の担保。

Gemini Notebook

審査官の思考フロー比較
（Logic Path Comparison）

Input:「サーバであって、クライアントがXをする」

従来型の典型的処理（2022年 情報処理装置事件型）

クレーム文言の確認：クライアントがXをする

↓

技術的評価：サーバ自身の構造・機能は変化していない

↓

結論（新規性・進歩性ルート）：
差異として認めない（実質的限定なしとして捨象）

↓

→ 審査続行

近時の追加的処理（2025-2026年型）

クレーム文言の確認：クライアントがXをする

↓

技術的評価：サーバ自身の構造・機能は変化していない

↓

[CODE ERROR]

致命的エラー発生：
Xとサーバの技術的関係が不明。同一サーバがクライアントの挙動で権利内外に分かれる。

↓

結論（明確性ルート）：
何を権利対象としているか予測不能。
36条6項2号違反で拒絶（Dead End）

Gemini Notebook

The Formula: Technical Nexus（技術的結節）

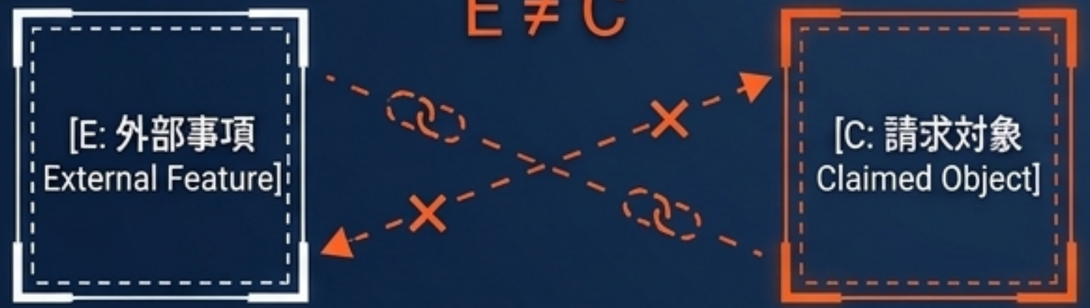
関係的記載自体が禁止されたわけではありません。合否を分けるのは、外部事項から請求対象自身の客観的な「技術的特徴」が導かれるか否かです。



【許容される関係的記載】

外部事項 E → 請求対象 C 自身の技術的特徴 F が客観的に導かれる

外部装置との関係を通じて、請求対象自体の入力・処理・出力・構造・データ構造が必然的に特定される場合、その関係的定義には技術的意味があります。（例：2013年 液体インク収納容器事件）



【拒絶される関係的記載】

外部事項 E が単に外部主体の属性や行動を述べるのみ

Cが技術的に全く同じままである場合、「限定として意味を持たない（進歩性欠如）」と「なぜこの文言が権利範囲を左右するのか不明（明確性違反）」が同時発生します。

Gemini Notebook

判例タイムライン：どこからがセーフで、どこからがアウトか

知財高判2013.3.29「液体インク収納容器」事件

- 他サブコンビネーション（プリンタ）との関係による限定であっても、インクタンク自体の形状・位置・光学的関係がプリンタとの関係を通じて客観的に規定されるため、明確性を肯定。

→「他装置を書いたらアウト」ではない。

Safe Zone / 限界線



Danger Zone / 近時の積極適用

2025–2026年 審判・訂正・異議事件（観察例）

- 「通信相手方端末が携帯電話であるものを除く」サーバプログラム（訂正2025-390092等）
- 「利用者が子供である」監視システム
- 相手側端末が一定の画面表示をしないプログラム

→ 同一のシステム・プログラムが、「誰が使っているか」「相手が後で何をするか」だけで特許発明に含まれたり含まれなかったりする。これが第三者の予測可能性を奪うとして明確性違反。

Gemini Notebook

手続的圧力の罠（The Catch-22 Trap）

近時の明確性適用が恐ろしいのは、単に拒絶理由が1つ増えたからではありません。
明確性を解消しようとする補正が「新規事項追加」の罠を起動させる点にあります。

Step 1: 明確性違反の通知 (Art. 36-6-2)

「限定として効かない（進歩性なし）」
+「権利範囲が不明確」と指摘される。

Step 2: 削除または具体化の補正

不明確さを解消するため、外部事項を「自己の処理・構造」へ書き換えようと試みる。
（例：「携帯電話を除く」→「車種情報を受信し判定処理を実行する」）



Step 3: トラップ発動 - 新規事項追加 (Art. 17-2(3))

書き換えた「判定処理」が当初明細書に直接かつ一義的に開示されていない場合、新規事項追加の拒絶を受ける。

✕ Dead End: 詰み

出願中であれば特許化の断念。
権利化後の訂正審判であれば、特許無効の確定。

※補正戦略は「明確性」と「新規事項」を同時に満たさなければならない。

Gemini Notebook

近時実務における4つの高リスク領域

以下の要素をそのまま請求項に置くことは、明確性違反のトリガーとなります。



1. 除くクレーム (Excluding Claims)

引用文献に書かれた表現等をそのまま「除く」部分に持ち込む。
除外境界の解釈が予測不能に。



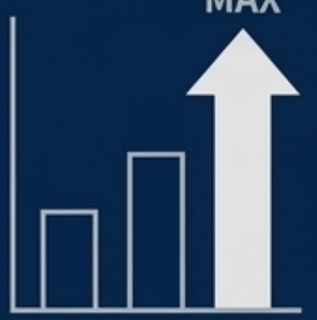
2. ユーザ・利用者の属性 (User Attributes)

「利用者が子供である」「初心者向けである」。
人の属性はシステム自体の技術的構造を変えない。



3. 外部装置の後続動作 (External Device Actions)

「端末が地図情報を同一画面に表示しない」。
相手端末の事後の振る舞いでサーバの権利範囲が変動する。



4. 目的・効果的表現 (Purpose & Effect)

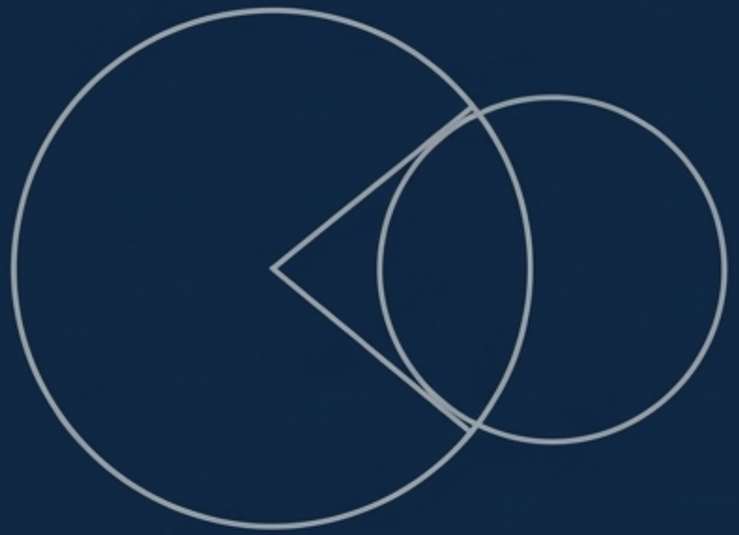
「耐力を向上させるための…」「刺激を低減する」。
効果を書くだけでは具体的な構成差・限定にならない。

Gemini Notebook

Deep Dive: 「除くクレーム」の罠

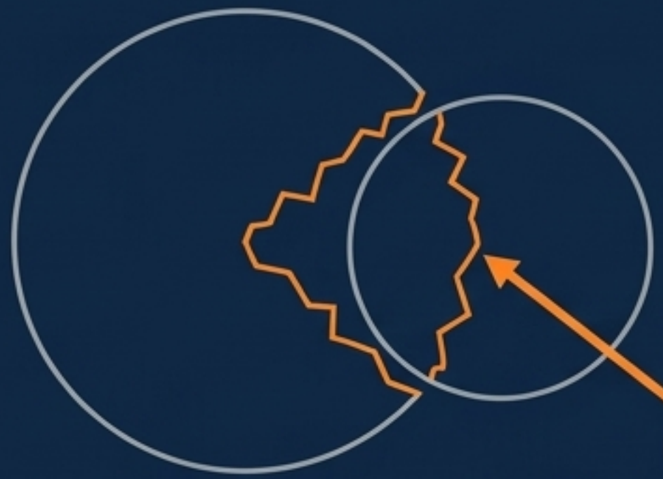
特許庁は2025年4月に公式な注意喚起を行い、2026年7月には審査基準を改訂。
「除くクレーム」の明確性・新規事項リスクにメスを入れています。

[危険な実務（グレー）]



進歩性違反を解消するため、引用文献Xの文章をそのまま
コピー＆ペーストして「〜を除く」と補正する。

[特許庁の新しい視点（アラート・オレンジ）]



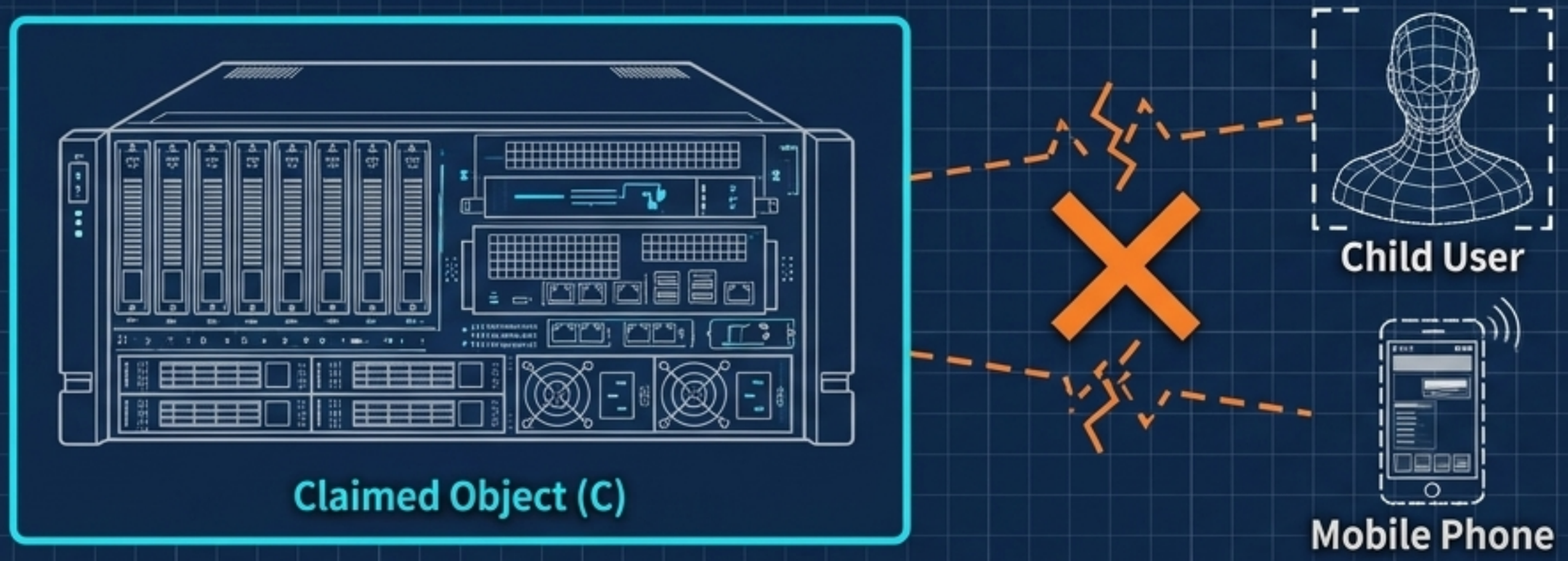
- **解釈不能**：引用文献の表現は当初明細書にないため、図面等を参照して境界線の意味を確定できない **(明確性違反)**。
- **新規事項**：引用発明と重複する部分を取り除くだけなら当然に新規事項ではない、という機械的理解は通用しない。**除外後に「新たな技術的事項」が導入されればアウト (17条の2第3項違反)**。

[結論] 「除くクレーム」による安易な回避は、現在最も保守的に扱うべき劇薬です。

Gemini Notebook

Deep Dive: ユーザ属性と外部装置の動作

同一のシステムが「誰と通信しているか」「誰が使っているか」で権利帰属が変わることは許されません。



【問題の所在】

「監視システムであって、利用者が子供である」

「サーバであって、クライアント端末がXをする」

【なぜ不明確とされるか】

ソフトウェア、通信、AI、IoT分野において、一つのシステムは複数主体・複数端末から構成されます。「誰が何をするか」を誤って別主体側に置くと、請求対象自身の構成が変わらないまま権利範囲が変動します。

侵害立証の困難さや、単独実施主体の問題（複数主体侵害）を誘発するだけでなく、出願段階で**「発明が明確に把握できない」として拒絶の対象**となります。

Gemini Notebook

戦略方針①：外部事項を内部特徴へ「翻訳」する

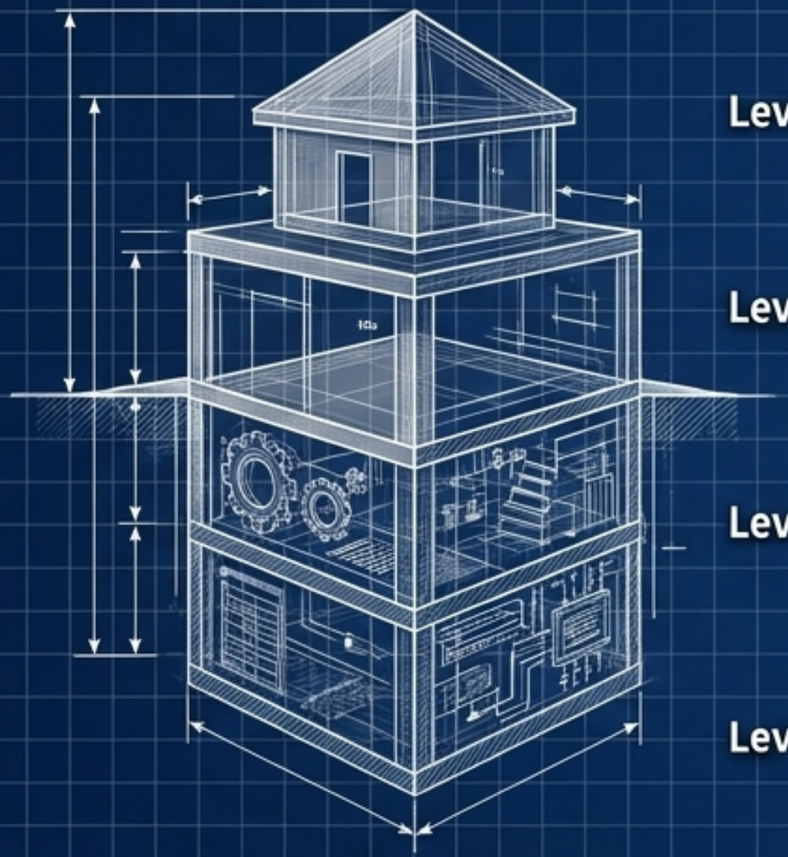
「誰が使うか」「何のためか」を、請求対象自身の「入力・処理・出力・構造」へ翻訳（Translate）します。

	高リスクな書き方 (Before)	なぜ危険か (Why)	技術的特徴への翻訳 (After)
ユーザ属性	「ユーザが初心者である」	人の属性はシステムの構造を変えない。	「熟練度指標（年齢・操作履歴等）を取得し、その入力値に応答する所定処理・閾値判定を実行する」
外部装置・通信相手	「通信相手である車両が商用車でない」	車両の属性だけで自装置が変わらない。	「車種情報を受信し、その情報に基づいて自己の処理を選択・変更する」
後続動作	「端末が渋滞情報を同一画面に表示しない」	相手の事後動作で権利が変動する。	「地図表示用データと渋滞情報表示用データを別個のデータ単位として生成・送信する（自己の出力データ構造の限定）」
目的・効果	「耐力を向上させるための…」	どの構造が限定されるのか不明。	「効果を生む具体的な寸法、材料、配置、荷重条件、制御量で規定する」

Gemini Notebook

戦略方針②：階層的明細書設計（Hierarchical Design）

拒絶通知後の「新規事項追加の罠」を回避するための最も有効な対策は、出願時の明細書に補正用の「階層（フォールバック）」をあらかじめ埋め込んでおくことです。



[明細書に開示すべき具体化のステップ（例：初心者向け機能）]

Level 1: 抽象的属性	1. 抽象概念：「利用者が初心者である」
Level 2: データ取得	2. データ取得層：「利用者属性情報（操作履歴スコア等）を取得する」
Level 3: 条件判定	3. 判定ロジック層：「属性情報に基づいて熟練度が閾値以下であるか判定する」
Level 4: 物理的制御/UI変更	4. 制御・出力層：「閾値以下の判定に基づき、制御モードA（出力頻度・UI構成の変更）を選択・実行する」

【結論】外部事項を用いる可能性がある場合、それが請求対象自身の技術構成にどう投影されるか、複数段階の物理的・データ的制約を明細書に記述しなければなりません。

Gemini Notebook

The Ultimate Principle

近時の実務的変化、新規性・進歩性の要旨認定、除くクレーム運用、そして将来の侵害訴訟。
これらすべてを一貫して乗り切るドラフティングの原則は、次の一文に集約されます。

「他者が誰であるか、他装置が何をするか」を書くのではない。
それによって、
「請求対象自身が、何を受け取り、何を判断し、
何を実行し、どのような構造・状態になるのか」
を絶対座標として記述せよ。

特許クレームとは、他人の土地（外部装置）を基準にした相対的な境界線ではなく、自己の敷地内の絶対座標による「精密な測量図」でなければならない。

Gemini Notebook